



JSHCT Letter No.54

The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation

一般社団法人日本造血細胞移植学会

April 2014

目次

第36回日本造血細胞移植学会学術総会報告	ii
平成26年度評議員会・社員総会 承認・決定事項等のお知らせ	iii - iv
ワーキンググループ 新規メンバー募集のお知らせ／二次調査実施のお知らせとお願い	v
日本造血細胞移植データセンターからのお知らせ.....	vi
定款、定款施行細則.....	vii - xii
看護部会企画「第36回学会総会 造血細胞移植後フォローアップ 看護師ブラッシュアップ研修とグループミーティング報告」	xiii
私の選んだ重要論文	xiv
施設紹介「山形大学 小児科」	xv
会員の声「慶応義塾大学医学部 血液内科 森 毅彦」	xvi
各種委員会からのお知らせ	xvii

第36回日本造血細胞移植学会学術総会報告

総会会長 岡本 真一郎
(慶應義塾大学医学部 血液内科)

今年度の日本造血細胞移植学会学術総会は、2014年3月7日から9日まで沖縄県宜野湾市にて開催されました。遠方の地での開催ということで、参加者数が少ないのではと心配していましたが、演題総数は695題と過去最高を記録し、最終の集計では海外演者、国内招待者を含めて2444名の方々にご参加を頂きました。この学会は、初めて沖縄県で開催された日本造血細胞移植学会総会であると同時に、その他の血液関連学会の総会としても初開催ということになりました。沖縄県からも、琉球大学をはじめとして100名を超える医師・看護師・その他の医療関係者の方々に参加いただきました。今回の学会開催の目的の1つである沖縄県での造血幹細胞移植医療の活性化に、少しはお役に立てたのではないかと思います。



開放的な雰囲気国際都市沖縄での開催ということで、2日の会期を3日に延長し、食事も吟味し沖縄らしいものを準備させていただきました。イブニングセミナーをアフタヌーンセミナーとして、森先生、近藤師長と私で全種類のアイスクリームを試食して選定した数種類の沖縄アイスクリームを提供しました。また、懇親会も500人近いの方々にご参加いただき、沖縄料理と沖縄舞踊そして泡盛を楽しんでいただきました。普段は真面目な顔の先生方が、満面の笑みでミス沖縄と写真を撮っている場面は印象的でした。学会期間中は沖縄の太陽のなかで沖縄の文化と自然も楽しんでいただければと願っていましたが、生憎の学会日中で残念(?)でした。しかし、ドレスコードがカジュアルということで、肌寒い気候にもかかわらず、多くの方々が沖縄の“かりゆし”を着て学会に参加いただき、沖縄らしい雰囲気を盛り上げて頂いたことに感謝申し上げます。

貿易を中心に国際都市として発展した沖縄で行う学会ということで、国際性にも配慮し、メイン会場をすべて英語のセッションとしました。学会のテーマOptimizing Hematopoietic Stem Cell TransplantationをテーマとしたASBMTセッション、特別講演、そして会長シンポジウム“integration of molecular targeting into HSCT”は、HSCTのこれまでの進歩と、今後の方向性について充実した内容での発表があり、海外招待演者そして多くの方々から評価していただきました。看護のセッションも、がん患者の子供たちへのサポートやAppearance careなどの新たなテーマが好評だったと聞いています。特別講演では、30年後のHSCTはどのように変わっているのか?という質問に、演者のPaul Martinが“私のretirementまでは存続してほしい”と笑いながらコメントしていました。この総会を通して、私は造血幹細胞移植が、新たな移植以外の進歩も受け入れ、より多くの患者さんが確実に社会復帰できるための理想的な治療に育っていく将来が見えたように感じました。

最後に、この総会開催を支援いただいた多くの方々、改めて心より感謝申し上げますとともに、参加者の方々の記憶の中にいつまでも残る総会となることを願っております。



平成26年度評議員会・社員総会 承認・決定事項等のお知らせ

第36回日本造血細胞移植学会総会の会期中に開催された理事会並びに評議員会・社員総会において審議・承認され、同時開催されました会員総会で報告されました事項をお知らせいたします。

I. 事業並びに会計について

平成25年度事業報告並びに会計決算案、平成26年度事業計画並びに会計予算案について審議され、決定・承認されました。

＜決定・承認された会計決算案および会計予算案＞

一般会計：平成25年度決算案、平成26年度予算案

特別会計：平成25年度決算案、平成26年度予算案

- ・造血幹細胞(骨髄・末梢血・臍帯血、自家・血縁・非血縁)移植症例一元登録・フォローアップ事業
- ・造血幹細胞ドナー(骨髄・末梢血、血縁・非血縁)事前登録・フォローアップ事業
- ・学術集会事業
- ・臨床研究推進事業
- ・認定医制度事業
- ・看護師研修事業
- ・第35回日本造血細胞移植学会総会(平成25年度決算案)
- ・第37回日本造血細胞移植学会総会(平成26年度予算案)

II. 定款、定款施行細則、委員会規約の改定について

定款、定款施行細則の改定について審議され、決定・承認されました(別頁並びに学会ホームページ参照)。また、倫理審査委員会規約について審議され、決定・承認されました(学会ホームページ参照)。

III. 新役員、新評議員、各種委員会新委員長・新委員等の選任について

平成26年度からの新役員、新評議員・社員、各種委員会新委員長・新委員等として、以下の方々が選任されました(以下、全て敬称略、順不同)。

1. 新理事(10名)：

(内科系)赤塚美樹、一戸辰夫、高橋 聡、田中淳司、中尾眞二、森 毅彦、宮本敏浩

(小児科系)井上雅美、矢部普正

(看護師およびその他の医療従事者)近藤咲子

2. 新評議員(29名)：

(内科系)黒川峰夫、重松明男、亀崎健次郎、高畑むつみ、吉満 誠、小沼貴晶、山崎 聡、

安藤寿彦、渡部玲子、佐藤 勉、牟田 毅、星野匠臣、上村智彦、黒川敏郎、杉田純一、大島久美、

高塚祥芝、金 成元、大西 康、藤原実名美、伊藤能清

(小児科系)今井耕輔、梅田雄嗣、海老原康博、加藤元博、康 勝好、澤田明久、長谷川大一郎、吉田奈央

3. 次々期総会会長(平成29年度・第39回学会総会)：吾郷浩厚(島根県立中央病院)

4. 新名誉会員：加藤俊一

5. 新功労会員：生田孝一郎、丸田壱郎、麦島秀雄

6. 各種委員会 新委員長、新委員：

1) ガイドライン委員会：笹原洋二、鬼塚真仁、増子正義、池亀和博、加藤光次

2) 編集委員会：中瀬浩一、遠藤知之、小林寿美子、内田直之

- 3) 理事・評議員選任委員会：岡本真一郎(新委員長・前年度総会会長)、小川啓恭(役職委員)、西尾充史、足立壯一、長藤宏司、金森平和
- 4) 臨床研究委員会：神田善伸(新委員長)、大西 康、鋤塚八千代
- 5) 在り方委員会：中尾眞二(新委員長)、宮村耕一(役職委員)、藺田精昭、小島勢二、中前博久
- 6) 倫理審査委員会：井上雅美(新委員長)、坂上 博、鈴木律朗
- 7) ドナー委員会：大橋一輝、笹原洋二、宮本敏浩、池亀和博、衛藤徹也
- 8) 看護部会：石田麗子、宮本 順子
- 9) 社保委員会：宮村耕一(新委員長)、森尾友宏、神田善伸
- 10) 認定・専門医制度委員会：田中淳司(新委員長)、緒方正男、宮本敏浩、菊田 敦、一戸辰夫、大橋一輝、太田秀一、前田嘉信、森 毅彦、中世古知昭、杉田完爾、近藤忠一
- 11) 国際委員会：高橋 聡(新委員長)、諫田淳也、高見昭良
- 12) 造血細胞移植コーディネーター委員会：一戸辰夫(新委員長)、武田みずほ、梅本由香里
- 13) 学術集会企画委員会：小川啓恭(役職委員)
- 14) 財務委員会：宮村耕一(役職委員)、神田善伸(役職委員)、田中淳司(役職委員)
- 15) 造血細胞移植登録一元管理委員会：熱田由子
7. 認定HCTCならびに仮認定HCTC(平成26年3月6日認定)：
 - 1) 認定HCTC：五井理恵、深沢聡恵、梅本由香里、武田みずほ、成田 円
 - 2) 仮認定HCTC：横田宜子、福山美智子、大井 恵、加藤裕子、西谷美佐、林 好子

なお、次期総会会長(平成28年度・第38回学術集会)：宮村耕一(名古屋第一赤十字病院)につきましては、昨年度既に決定しております。また、役員、各種委員会委員の名簿につきましては、学会ホームページをご参照ください。

IV. 表彰等について

第36回日本造血細胞移植学会総会 会員懇親会(3月7日)会場におきまして、各賞の表彰式が行われました。賞名称、受賞者の方は以下の通りです(以下、全て敬称略、順不同)。

1. 第35回日本造血細胞移植学会総会 学会奨励賞・優秀ポスター賞：
 - 1) 学会奨励賞：沖中敬二(国立がん研究センター中央病院総合内科/造血幹細胞移植科)、杉田泰雅(千葉大学医学部附属病院血液内科)、中瀬浩一(愛媛県立中央病院がん治療センター)、關中佳奈子(防衛医科大学校小児科)、三枝真理(東海大学医学部付属病院)
 - 2) 優秀ポスター賞：杉山暁子(山口大学第三内科)、池本純子(兵庫医科大学病院輸血部)、大坪慶輔(東海大学小児科)、菊池拓(慶應義塾大学医学部血液内科)、安井昌博(大阪府立母子保健総合医療センター血液・腫瘍科)、石井慎一(兵庫医科大学血液内科)、新井康之(京都大学大学院医学研究科血液・腫瘍内科学)、篠原明仁(東京大学血液・腫瘍内科)、大岡佳恵(社会医療法人北楡会札幌北楡病院看護部)、前田(亀甲) 亜矢子(慈愛会今村病院分院リハビリテーション科)
2. 第3回NPOエキスパートチャリティアソシエーション市民のための医療奨励賞
 受賞者：日本造血細胞移植学会造血細胞移植患者・ドナーフォローアップ事業
 受賞代表者：熱田由子(評議員、一般社団法人日本造血細胞移植データセンター)
3. NPO さい帯血国際患者支援の会第3回感謝奨励賞
 若手医師部門 受賞者：小沼貴晶(東京大学医科学研究所附属病院 血液腫瘍内科)
 看護師部門 受賞者：坂本周子(青森県立中央病院 看護部・血液内科無菌病棟)

《平成27年度・第37回日本造血細胞移植学会総会》

総会会長：小川啓恭(兵庫医科大学 内科学講座 血液内科)
 会 期：平成27年(2015年)3月5日(木)～3月7日(土)
 会 場：神戸国際会議場・神戸ポートピアホテル

ワーキンググループ 新規メンバー募集のお知らせ ／ 二次調査実施のお知らせとお願い

造血細胞移植登録一元管理委員会

ワーキンググループ 新規メンバー募集のお知らせ

今年もワーキンググループの新メンバーを募集いたします。奮ってご参加下さい。

ただし、メンバーには資格条件がありますので、日本造血細胞移植学会ホームページの「ワーキンググループ(WG)」ページより「WG 運営細則」・「WG 新規メンバー公募案内」をご確認ください。

また、会員歴が不足する若手研究者の2015年までの特例措置もございますので、こちらも併せてご確認ください。

現在参加中のWGを異動したい場合は、学会ホームページの同ページ内「WG 異動申請案内」をご確認の上、申請をして下さい。

【WG 新規メンバー応募方法】

日本造血細胞移植学会ホームページより申請フォームにて応募

- 申込期限 2014年5月31日(土) 締切

【WG 異動申請方法】

異動申請書を日本造血細胞移植データセンター宛てにメールにて送付

- 申込期限 2014年5月31日(土) 締切
- E mail 送信先 jdchct-dc@jdchct.or.jp

※書類に不備がある場合には、申請を受理できない場合があります。

二次調査実施のお知らせとお願い

学会総会にてプレゼン審査を実施し、一元管理委員会で承認された二次調査研究につきまして、日本造血細胞移植データセンターが代行で二次調査を実施します。二次調査対象症例がある移植施設には、二次調査ご案内の連絡をいたします。いずれも重要な研究課題です。みなさまのご協力をお願い申し上げます。(2014年度実施：2研究)

WG19 GVHD 予防法と GVHD

『ステロイド抵抗性急性GVHDに対するATG治療の成績』

名古屋大学医学部附属病院 血液内科 村田 誠

WG20 GVHD 以外の移植関連合併症

『同種造血細胞移植後HHV-6脳炎：発症頻度、危険因子及び予後に関する後方視的研究』

大分大学医学部 腫瘍・血液内科 緒方 正男

日本造血細胞移植データセンターからのお知らせ

日本造血細胞移植データセンター 熱田 由子

平成25年度全国調査の一次解析が終了し、「日本における造血細胞移植 平成25年度全国調査報告書」を日本造血細胞移植学会(JSHCT)/日本造血細胞移植データセンター(JDCHCT)で発行いたしました。全国調査報告書に加え、より理解しやすく、また使用しやすい資料集を作成し、公開いたしましたので、JSHCT会員のみなさまにご案内申し上げます。

資料集「日本における造血幹細胞移植の実績(2013年度)」は、パンフレットPDF資料として、また、スライド資料としてJDCHCTウェブサイトの「移植データ」のページ(<http://www.jdchct.or.jp/data.html>)からダウンロードが可能です。学生講義やご講演、市民講座や患者会などにご利用いただければ幸いです。個々のスライドには、説明書きを加えました。スライド資料の前半には移植件数の集計結果を掲載しています。後半には生存曲線(背景因子などでの調整を行っていない、粗の生存成績)を掲載しています。生存解析の最初には、移植後100日、あるいは365日生存率の年毎の変化を表示したグラフも掲載しました。スライド資料に関するご意見、ご要望などございましたら、JDCHCT(jdchct-dc@jdchct.or.jp)までお願い申し上げます。

沖縄で開催されました第36回日本造血細胞移植学会総会の際には、JDCHCTブースを出展し、当センターの紹介、第二世代造血細胞移植登録一元管理プログラム(TRUMP2)試用会、2013年度移植実績の紹介を行いましたことをご報告いたします。会議会場と同じ棟内のロビーのブースであったため、多くの方々がセッションの合間にお立寄り下さり、JDCHCTスタッフに激励の言葉をかけてくださったことなど、大変励みになりました。システム担当スタッフによる



TRUMP2試用会では、PC・タブレット端末を使用し、インターネット上でTRUMP2をお試しいただきました。TRUMP2は現在希望施設での試用を行っていますが、これまでに40施設が参加くださっています。TRUMP2を2015年早々にリリースすべく鋭意準備しております。2014年度には、上記試験運用とデータの移行を実施いたしますが、ご協力のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

一般社団法人日本造血細胞移植学会 定款

第I章 名称

第1条 (名称)

本法人は、一般社団法人日本造血細胞移植学会(The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation、略：JSHCT)と称する。

第II章 目的および事業

第2条 (目的)

本法人は造血細胞移植の研究を推進しその治療成績および安全性の向上を図りよって患者およびドナーの福利に資するとともに社員及び会員である医師等の造血細胞移植の研究、教育及び診療の向上を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本法人はその目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 年次学術集会の開催
- 2) 研究協力の推進
- 3) 臨床成績の集積と評価
- 4) 造血細胞移植専門医・看護師・認定施設、等に関する事業
- 5) 国内外の関係学会との交流
- 6) 学術論文集、その他の出版物の刊行
- 7) その他(会員名簿の発行、など)

第4条 (事務局)

上記事業を円滑に運営推進するため、学会事務局を常設する。

第5条 (事務所)

本法人は、事務所を愛知県名古屋市内に置く。

第6条 (公告の方法)

本法人の公告は、本法人のホームページ及び機関誌(ニューズレター)に掲載する方法によって行う。

第III章 会員

第7条 (種別)

本法人の会員は、次の5種とする。

- 1) 名誉会員
年次学術集会会長を経験し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 2) 功労会員
理事経験者又は本学会に著しく貢献し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 3) 正会員
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師及び一般会員となった後満3年経過した者で正会員となることを希望する者を正会員とする。
- 4) 一般会員
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師以外の会員の内前号の規定により正会員となった者を除いた者を一般会員とする。
- 5) 賛助会員
本法人の目的に賛同し財政的支援を与える法人及び団体とする。

第8条 (除名)

正会員、一般会員は、正当な理由無く2年以上会費を納入しなかった場合および本法人の名誉を著しく汚した場合は、理事会及び社員総会の審議を経てこれを除名することができる。

第9条 (正会員の義務)

正会員は本学会事務局が本学会のために行うデータ集計に協力する義務を有する。

第IV章 役員および評議員

第10条 (役員)

1. 本法人に理事20名以内(ただし、第11条2項により理事を選任する場合は21名以内)、監事3名以内、総会会長1名、次期総会会長1名、次々期総会会長1名、次々次期総会会長1名を置く。
2. 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長とする。
3. 本法人に学会会長1名を置くことができる。

第11条 (役員を選任)

1. 理事及び監事は、別に定めるところにより評議員の中から社員総会で選任する。
2. 前項の規定により理事を選任する際に、社員総会において「その総会の後に開催される理事会において理事長に選任される者が理事でない場合、その者を理事として選任する」旨決議しておくものとする。
3. 前項の規定により選任された理事は、理事長でなくなったときは理事の身分を失う。
4. 理事長は、本条第1項の規定による理事の選任後に、旧理事と新理事による新旧理事会において、旧理事、新理事及び理事経験者の中から選任される。
5. 理事長は、理事の中から副理事長を選任する。
6. 学会会長は、別に定めるところにより社員総会で選任する。
7. 次々次期総会会長は、毎年の年次学術集会の前に開催される理事会において推薦され、社員総会で承認決定される。
8. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

第12条 (役員の職務)

1. 理事長は、本法人を代表し、業務を統括する。
2. 理事長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
3. 副理事長は理事長を補佐するとともに、必要な場合には最年長の副理事長がその職務を代行する。
4. 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
5. 学会会長は、本法人の渉外・事務局業務管理等についての助言・活動を行う。
6. 総会会長は、会員集会及び学術集会を主催する。
7. 次期総会会長は次年度(1年後)の総会会長予定者とし、次々次期総会会長は3年後の総会会長予定者とする。
8. 監事は、本法人の業務執行の状況及び財産状況についての監査を行う。
9. 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情

を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除することができる。

第13条(役員の任期)

1. 理事の任期は2年で、再任は妨げない。
2. 理事長の任期は2年とし、再任は妨げない。
3. 学会会長の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度社員総会の承認を得るものとする。
4. 総会会長、次期総会会長、次々期総会会長及び次々次期総会会長の任期は1年とする。
5. 監事の任期は4年とし再任はできない。
6. 役員の任期は、理事長については選任されたときから、その他の役員については選任された定時社員総会の翌日から任期に対応する事業年度に関する定時社員総会終了時までとする。

第14条(評議員)

1. 本法人の社員は、別に定めるところにより正会員の中から選任された評議員をもって構成する。
2. 評議員の数は、正会員数の12%以内とし、具体的な数字は選任の直前に開催される理事会で決定される。
3. 評議員の任期は2年とし、該当事業年度の定時社員総会の翌日から開始するものとする。
4. 評議員は再任を妨げないが、満65歳になる者は、その年度の定時社員総会終了時に資格を失う。
5. 評議員の解任は、社員総会において現評議員数の3分の2以上の者の賛成による決議によりすることができる。この場合は、当該社員総会の日から1週間前までに当該評議員に対しその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

第V章 会議

第15条(理事会の構成)

1. 本法人に理事会を置く。
2. 理事会は理事をもって構成する。
3. 学会会長、総会会長、次期総会会長、次々期総会会長、次々次期総会会長及び監事は理事会に出席するものとするが、表決の際にはこれに加わらないものとする。

第16条(理事会の権能)

1. 理事会は、次の職務を行う。
 - 1) 本法人の業務執行の決定
 - 2) 理事の職務執行の監督
 - 3) 理事長の選任及び解任
 - 4) 社員総会の日時、場所及び社員総会の目的事項の決定
2. 理事会は次の事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - 1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - 2) 多額の借財
 - 3) 重要な使用人の選任及び解任
 - 4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - 6) 第12条8項に定める責任の免除

第17条(理事会の開催)

1. 定時理事会は、年2回以上開催し、そのうち1回は年次学術集会前に開催するものとする。
2. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事長が必要と認めるとき
 - 2) 理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
 - 3) 監事から開催の請求があったとき

第18条(理事会の招集)

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事会の議長は理事長とする。
3. 理事長は前条第2項2号又は3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が、5日以内に発せられないときは、各理事又は監事が臨時理事会を招集することができる。
4. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決すところによる。

第19条(理事会の定足数)

理事会は現理事数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

第20条(理事会の議事録)

理事会の議事については、総会で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに記名押印するものとする。

第21条(社員総会の構成)

1. 社員総会は評議員をもって構成する。
2. 学会会長、総会会長、次期総会会長、次々期総会会長及び次々次期総会会長並びに名誉会員及び功労会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しないものとする。

第22条(社員総会の権能)

社員総会は、この定款に定めるほか、理事会で必要と認められた事項について審議、承認、決定し、理事会での審議事項について報告を受ける。

第23条(社員総会の開催)

1. 定時社員総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。
2. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認めるとき
 - 2) 現評議員数の5分の1以上から会議の目的及び開催の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき

第24条(社員総会の招集)

1. 社員総会は、理事長が招集する。
2. 社員総会の議長は理事長とする。
3. 理事長は前条第2項2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時社員総会が招集されないときは、招集を請求した評議員は、裁判所の許可を得て臨時社員総会を招集することができる。

第25条(社員総会の定足数)

社員総会は、委任状を含めて現評議員数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思を表示した者、および他の代理人として評決を委任した者は出席者とみなす。

第26条(社員総会の議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録で作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第27条 (委員会)

1. 理事会の決定により、各種委員会を置くことができる。
2. 各種委員会委員は原則として理事および評議員の中から理事会で決定し、社員総会の承認を得て、会員集会上に報告する。
3. 各種委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度社員総会の承認を得る。

第Ⅵ章 会員集会上および学術集会上**第28条 (会員集会上)**

1. 全会員を対象とする会員集会上を年次学術集会上の期間中に開催する。
2. 会員集会上は、総会会長が招集し、議長となる。
3. 会員集会上では、理事会、社員総会で審議決定された重要事項、収支決算が報告される。

第29条 (学術集会上)

1. 年次学術集会上は総会会長の責任の下に演題を公募し毎年開催する。
2. 本学術集会上プログラム構成は総会会長と年次集会上プログラム委員会と学術集会上企画委員会に任せられる。
3. 一般応募演題の筆頭演者は会員(正会員、一般会員)でなくてはならない。
4. 総会会長が必要と認めるときは、年次学術集会上以外の学術集会上を開催あるいは他の関連学会と共催することが出来る。
5. 年次学術集会上は一般公開とする。

第Ⅶ章 基金**第30条 (基金の総額)**

本法人の基金(代替基金を含む。)の総額は、金300万円とする。

第31条 (基金の拠出者の権利に関する規定)

本法人の基金は、本法人が解散するときまでは、社員総会の議決がなければ返還しない。

第32条 (基金の返還手続)

本法人の基金の拠出者が、基金の返還を求めるときは、社員総会での議決及び代替基金の積立て後に、これを返還するものとする。

第Ⅷ章 会計**第33条 (事業年度)**

本法人の事業年度は1月1日より12月31日までとする。

第34条 (年会費)

本法人の年会費は別に定める。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

第35条 (剰余金の処分)

1. 本法人は、剰余金が生じた場合であってもこれを評議員に分配しない。
2. 本法人は、剰余金が生じた場合には、繰り越した差損があるときはその填補に充て、なお剰余金があるときは、理事会及び社員総会の議を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し又は積み立てるものとする。

第36条 (会計原則)

本法人の会計は一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

第Ⅸ章 解散**第37条 (解散)**

本法人の解散は、社員総会において現評議員数の3分の2以上の賛成による議決を経るものとする。

第38条 (残余財産の処分)

本法人の解散に伴う残余財産は、前条に定める方法により、本法人の目的に類似の公益事業団体に寄付するものとする。

第Ⅹ章 補則**第39条 (最初の事業年度)**

第33条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、この法人設立の日から平成18年3月31日までとする。

第40条 (最初の社員)

第14条1項の規定にかかわらず、この法人の設立時の社員は次のとおりとする。

住所
氏名 小 寺 良 尚
住所
氏名 加 藤 俊 一
住所
氏名 河 敬 世
住所
氏名 谷 本 光 音
住所
氏名 坂 卷 壽
住所
氏名 岡 村 純
住所
氏名 金 丸 昭 久

第41条 (最初の役員)

1. 第11条1項の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次の通りとする。

理事(理事長)

住所
氏名 小 寺 良 尚

理事(副理事長)

住所
氏名 加 藤 俊 一

理事

住所
氏名 浅 野 茂 隆

理事

住所
氏名 池 田 康 夫

理事

住所

氏名 今 村 雅 寛
 理事 住所
 氏名 岡 本 真一郎
 理事 住所
 氏名 尾 上 裕 子
 理事 住所
 氏名 岡 村 純
 理事 住所
 氏名 加 藤 剛 二
 理事 住所
 氏名 河 敬 世
 理事 住所
 氏名 小 島 勢 二
 理事 住所
 氏名 塩 原 信太郎
 理事 住所
 氏名 澄 川 美 智
 理事 住所
 氏名 谷 本 光 音
 理事 住所
 氏名 土 田 昌 宏
 理事 住所
 氏名 中 畑 龍 俊
 理事 住所
 氏名 原 田 実 根
 理事 住所
 氏名 森 下 剛 久
 理事 住所
 氏名 森 島 泰 雄
 会長 住所
 氏名 坂 卷 壽
 監事 住所
 氏名 金 丸 昭 久
 監事 住所
 氏名 気賀沢 寿 人

2. 第13条の規定に関わらず、この法人設立当初の役員の任期は就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終了のときまでとする。

第42条(施行細則)

この定款の施行に必要な事項は、理事会及び社員総会の議決を経て別に定める。

以上、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会を設立するため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

平成18年2月25日

社員 小 寺 良 尚
 社員 加 藤 俊 一
 社員 河 敬 世
 社員 谷 本 光 音
 社員 坂 卷 壽
 社員 岡 村 純
 社員 金 丸 昭 久

付則

平成18年3月9日設立

平成19年6月22日改定(ただし、第33条については平成20年4月1日から施行するものとする。)

平成21年2月4日改定

平成22年2月18日改定

平成23年3月8日改定

平成25年3月9日改定

平成26年3月9日改定

一般社団法人日本造血細胞移植学会定款施行細則

第Ⅰ章 入会、休会及び退会

第1条 (正会員、一般会員)

本法人に正会員、一般会員として入会しようとする者は、次の各号に掲げる者でなくてはならない。

- 1) 造血細胞移植に関する知識と経験を有する医師。
- 2) 造血細胞移植に関する知識と経験を有する研究者で、学士、修士または博士の称号を有する者。
- 3) 造血細胞移植に関する知識と経験を有し、医療に関わる資格(看護師免許、診療放射線技師免許、臨床検査技師免許など)を有する者。
- 4) その他理事会によって前3号のいずれかに準ずると認められた者。

第2条 (入会)

定款の規定に従い本法人に入会を希望する者は、別添の所定の入会申込書を提出し当該年度の会費を本法人が指定する口座に振込まなければならない。

第3条 (休会)

休会を希望する者は、別添の所定の休会届出書を提出しなければならない。ただし、既に納入した当該年度分の会費は返還しない。

第4条 (退会)

退会を希望する者は、別添の所定の退会届出書を提出し、会費を滞納している場合は完納しなければならない。

第Ⅱ章 会費

第5条 (年会費)

本法人の年会費は次のとおりとする。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

- 1) 評議員 18,000円
- 2) 正会員、一般会員 10,000円
- 3) 賛助会員 50,000円以上

第Ⅲ章 理事の選任

第6条 (理事の選任)

1. 理事の定数は20名以内とする。ただし、定款第11条2項により理事を選任する場合は21名以内とする。
2. 医師、看護師及びその他の医療従事者である評議員は理事候補者になることができる。
3. 本法人の理事候補者になろうとするものは、理事評議員選任委員会が定めた期日までに、書留郵便によって、その旨を理事評議員選任委員会に届けなければならない。
4. 前項に定める届け出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、専門科名、所属する施設名、生年月日、経歴、所信、及び日本造血細胞移植学会への貢献度を記載しなければならない。
5. 理事評議員選任委員会は専門科別に、理事候補者の氏名、専門科別、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した選挙広報並びに書面投票に使用する投票用紙を評議員に配付する。評議員は、投票用紙を社員総会の30日前までに、理事評議員選任委員会に郵送しなければならない。
6. 理事の投票選出は書面投票によることとし、その結果について社員総会の承認を得る。
7. 評議員が投票する数は3名とする。なお3年間連続して本学会への参加がない評議員は理事の選挙権を喪失する。
8. 得票数の多い者から順に、各専門科別に、内科系3名、小児科系2名、基礎系1名、看護師およびその他の医療従事者1名、及び理事会枠3名を当選者とし、得票数が同数の場合には年令の高い者を当選とする。立候補者が定数に満たない場合には理事会で選任し、社員総会の承認を得ることとする。専門科別人数の改定は投票前に理事会で決定し、社員総会の承認を得ることとする。
9. 理事会枠の選定には地域性、分野、および一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの造血細胞移植データの報告件数を考慮する。この地域性については全国を7地域に区分して各地域から選出されるよう配慮し、分野については輸血部、検査科、外科系等からも選出されるよう配慮し、一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの報告件数が50件を超えている施設からの選出を考慮する。
10. 理事の任期は2年とする。
11. 理事の投票選出は2年に一度、理事定員の半数の者について行う。投票で選出された理事は2期4年間理事を務めることとし、1期目が終了する次の社員総会で信任決議を行い、法律上の選任決議とする。
12. 理事に立候補する者は、選任される年の4月1日の時点で満63歳までの者とする。
13. 理事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、欠員となった理事の専門科で、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充する。この理事の任期は欠員となった理事の残りの任期とし、再任時の任期には算定しない。

第Ⅳ章 監事の選任

第7条 (監事の選任)

1. 監事の定数は3名以内とする。
2. 監事の選任にあたっては評議員を被選挙人として理事選挙とは独立して選挙を行う。3. 立候補は自薦とするが自薦による立候補者がいない場合は理事評議員選任委員会が推薦する。
4. 選出された監事候補者は、社員総会にて承認される。
5. 監事の任期は4年とする。
6. 第3項の推薦を受ける者は、選任される年の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
7. 監事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、第2項、第3項、第4項、及び第6項の規定に倣い監事を補充する。補充された監事の任期は欠員となった監事の残りの任期とし、定款第13条5項及び本条5項に規定する監事の任期には含まれないものとする。

第Ⅴ章 理事長の選任

第8条 (理事長の選任)

1. 理事長は、本細則第6条の規定による理事の選任後に、旧理事と新理事による新旧理事会において、旧理事、新理事及び理事経験者の中から選任される。
2. 理事長の立候補については、新旧理事会開催前のみならず、新旧理事会当日も受け付けるものとする。
3. 立候補者が1人の場合は、新旧理事会において出席者の過半数の信任を得るものとする。
4. 立候補者が複数の場合は、有効投票数の過半数を得た者とする。
5. 初回の投票で過半数を得た者がいない場合は、得票数が上位2名の者を対象に再投票を行い、得票数の多い者とする。ただし、得票数が同じ場合は、抽選により選任する。

第VI章 学会会長の選任

第9条 (学会会長の選任)

1. 理事会は、理事経験者の中から学会会長としてふさわしい者を推薦し、社員総会の決議を求めるものとする。
2. 前項の推薦を受ける者は、人格や見識、これまでの研究成果、本法人に対する貢献などにかんがみ、学会会長として本法人の発展に寄与することを期待できる者とする。

第VII章 学術総会会長の選任

第10条 (学術総会会長の選任)

1. 学術総会会長は評議員より選出することとし、公募(立候補、推薦)により受付、理事会で推薦、社員総会の承認を得る。
2. 学術総会会長となることを希望する者(立候補)および推薦する者は、別に定める書式により、理事会宛に郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。

第VIII章 評議員の選任

第11条 (評議員候補の資格)

下記の資格を有する正会員は評議員候補者になることができる。

- 1) 連続5年以上本法人の会員(正会員又は一般会員)で、会費を完納した者とする。ただし、選任される年の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
- 2) 学術上の業績あるいは医療上の貢献が著しい者。

第12条 (評議員の選任)

1. 評議員の定数は正会員数の12%を超えないものとする。
2. 理事会はあらかじめ当該年度の選任評議員数を決定し、理事長が理事評議員選任委員会に報告する。
3. 評議員となることを希望する者(評議員候補者)は、別に定める書式により、社員総会の5ヶ月前から3ヶ月前までの期間に理事評議員選任委員会委員長あてに郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。理事評議員選任委員会は評議員候補者が被選挙権の有権者であることを確認する。
4. 理事評議員選任委員会は定時社員総会の1ヶ月前までに選任会議を開催し、評議員を選任する。研究業績、医療業績、コメディカル業績の3分野別に客観的に公平に評議員を選任する。専門性、地域性などの学会運営上の必要性、及び一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの移植データ報告件数も考慮する。選任基準は公開とする。
5. 社員総会時の理事会、社員総会で選任評議員の承認を得る。

第IX章 委員会

第13条

1. 本法人に下記の委員会を設置する。各種委員会の委員長は理事が担当し(前年度総会会長が委員長に就任する場合はこの限りではない)、委員および委員長は理事会が選出するものとする。役職(総会会長職など)による委員以外の委員については、原則として同時に2つまでとする。
 - 1) 理事評議員選任委員会
 - 2) 倫理審査委員会
 - 3) 社保委員会
 - 4) ガイドライン委員会
 - 5) 臨床研究委員会
 - 6) 看護部会
 - 7) 編集委員会
 - 8) 在り方委員会
 - 9) ドナー委員会
 - 10) 認定・専門医制度委員会
 - 11) 国際委員会
 - 12) 造血細胞移植コーディネーター委員会
 - 13) 放射線事故対策委員会
 - 14) 年次集会プログラム委員会
 - 15) 学術集会企画委員会
 - 16) 財務委員会
 - 17) 造血細胞移植登録一元管理委員会
2. 各委員会の組織、任務等の詳細は別に定める。

第X章 改正

第14条 (改正)

本施行細則は、理事会及び社員総会の議決によって変更又は廃止することができる。

附則

1. 本施行細則は平成18年3月24日より施行する。
2. 本細則施行日現在任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)に在会する会員は、本法人に入会したものとみなす。これらの会員は、本法人における会員の種別を本法人に届け出るものとする。
3. 本細則施行日現在の任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)の評議員は、本法人の14条の評議員とみなす。
4. 本施行細則は平成19年2月15日に改定された。
5. 本施行細則は平成20年6月7日に改定された。
6. 本施行細則は平成21年2月4日に改定された。
7. 本施行細則は平成22年2月18日に改定された。
8. 本施行細則は平成23年3月8日に改定された。
9. 本施行細則は平成23年7月28日に改定された。
10. 本施行細則は平成24年2月23日に改定された。
11. 本施行細則は平成25年3月9日に改定された。
12. 本施行細則は平成26年3月9日に改定された。

造血細胞移植後フォローアップ看護師ブラッシュアップ研修と グループミーティング報告

看護部委員会 副委員長 高坂 久美子

平成24年度より造血幹細胞移植後管理料が診療報酬として新設されました。それに伴い、学会主催の造血細胞移植後フォローアップ(LTFU)のための看護師研修会を同年より開催しています。440名余りが研修を修了しました。いずれの施設も暗中模索でのスタートでした。そこで看護部会は、研修を修了した看護師がLTFUに関する新たな情報や知識を得たり、悩みを共有し、各施設でのLTFUが充実していけることをねらいとして、ブラッシュアップ研修とグループミーティングを学会総会3日目に開催しました。3日目の開催にも関わらず多数の参加者があり、熱心な情報交換が行われました。

ブラッシュアップ研修会では、神戸大学病院・国立国際医療研究センター病院・慈恵医科大学病院のLTFUを実践している看護師に発表していただきました。平成24年以前より実施していたLTFUが診療報酬として新設されたことで追い風となってシステムを構築し実践している施設、限られた人材の中でLTFUを必要としている患者のため実践している施設、看護師長の熱い思いと看護部の支援でLTFU外来を始めることができた施設等様々な背景の施設の実践は参加者に大きな刺激となったようでした。参加者からは、他施設を参考に、LTFUを必要としている患者さんのために明日からまた頑張っていきます等の声が聴かれました。

グループミーティングは、学会参加者が日頃の悩み・疑問を解決する糸口を見つけることができることを目的に情報交換を行いました。グループは①感染・食事②GVHD③不妊など含む合併症④LTFU(準備期)⑤LTFU(開始後)のテーマにわかれしました。ブラッシュアップ研修会に引き続き参加したLTFU関連のグループでは熱心な情報交換が行われました。LTFU準備期のグループでは、スムーズに稼働しない原因として、他職種との連携不足や、患者や医療者への周知不足があることが明らかとなりました。他施設の看護師と意見交換をすることで、改善点の発見となりました。一方すでに開設したグループは、病棟看護師がLTFU外来を行うためには病棟の看護師の協力や組織の理解を得るために、LTFU外来実施状況と成果等をフィードバックするなどして継続的に協力支援を得るように努力していることが明らかとなりました。グループミーティング参加者の多くの方より目的を達成できた、よい機会となったとの声をいただきました。

造血細胞移植後フォローアップ看護師ブラッシュアップ研修とグループミーティングは、各施設の問題を解決する機会とできるよう今後も学会総会で開催していきたいと考えています。第37回学会総会でも多数のご参加をお待ちしています。

私の選んだ重要論文

(1) Tayfun Güngör, et al. Lancet 2014; 383: 436–48

Reduced-intensity conditioning and HLA-matched haemopoietic stem-cell transplantation in patients with chronic granulomatous disease: a prospective multicentre study

(2) Rainer Storb, et al. Blood 1997; 89: 3048–3054

Stable Mixed Hematopoietic Chimerism in DLA-Identical Littermate Dogs Given Sublethal Total Body Irradiation Before and Pharmacological Immunosuppression After Marrow Transplantation

(1)はEBMTからの慢性肉芽腫症(CGD)のRIST多施設共同の前向き試験である。

10か国の16の施設が参加し、56例のCGD患者がエントリーしている。年齢は0歳-40歳までと幅広い。15歳未満は37例である。移植前処置は、Flu + BU + ATGであり、移植ソースは21例が血縁ドナー、35例が9/10以上一致の非血縁ドナーであり骨髄あるいは末梢血幹細胞を用いている。GVHD予防はCsAあるいはTac + MMFである。Fluは30mg/m²x6日間、ATGはサイモグロブリンの場合は2.5mg/kgx4日間である。BUは血中濃度を測定しAUCを骨髄破壊的AUCのおよそ2/3程度の45-65mg/Lxhとなるように投与量を調節して3日間投与されている。

この論文の特筆すべき点は生着率の高さである。生着不全は3例(5%)であり高い生着率のみならず、52例(93%)に好中球の安定した90%以上のキメリズムを達成している。このため2年のOS96%、EFS891%である。BUが目指したAUCに入らなかった症例に生着不全が多いこと、小児症例にその傾向が強いことも併せて指摘されている。

CGDの移植では高齢になるほど感染を初めとするCGDに基づく合併症を持ったままの移植とせざるを得ない症例に遭遇することが多くなりMACは選択できずRICが選択されることが多い。一方で移植前のCGD症例のリンパ球は活性化した状態にあるので、移植前処置は生着を担保するために一定の強度が必要でありRIC後の生着不全や混合キメラは比較的高頻度である。これらの課題はCGDの移植の難しさを示すものであり、MACでも混合キメラになったり生着不全となったりした症例を経験された施設もあるのではないだろうか。

本論文の観察期間はまだ短く晩期障害については今後の経過観察が必要であるが、CGDなど生着不全や混合キメラの危険が高い移植を成功に導くヒントを与えてくれる論文である。第一に症例それぞれに応じた薬剤量を設定することが必要であり特に小児ではそれが重要なこと、第二は移植ソースは生着不全の少ない移植ソースである骨髄/末梢血幹細胞であることである。第三には欧米では普通なのだがGVHD予防がCsA/TacにMMFが併用されていることである。ご存知のように(2)のStorbらの報告があってRISTが世界に普及し、今や世界的にはCsA/Tac+MTXよりもCsA/Tac+MMFが主流になってきている。Storb論文では同じ移植前処置であっても移植後免疫抑制の強化に伴って生着率が向上するがその中でもCsA/Tacの併用薬剤としてMMFを用いた場合の生着率が最も高いのだ。日本ではまだMMF使用には制約があるが、今後はCGDの移植のみならず臍帯血移植など生着不全のリスクが高い移植のより安全で有効な移植治療のために、日本での早期のMMFの保険収載が望まれる。

北海道大学医学部 小児科 井口 晶裕

施設紹介

山形大学病院 小児科

高橋 憲幸

山形大学は山形県内に4つのキャンパスに分かれ、県庁所在地である山形市内の飯田キャンパスに医学部医学科、看護学科と医学部附属病院があります。当キャンパスは、蔵王連峰の山形蔵王のふもとに位置し、温泉や樹氷、スキーなどを楽しめます。その他、夏には花笠祭り、秋に日本一の芋煮会が催されています。医学部は1973年に開設、その後に附属病院が開院しています。総病床数は637床で、小児科として34床(うち無菌室2床)、NICU 8床



があります。血液・腫瘍グループは、現在2チーム体制をとり、小児血液疾患に加え、固形腫瘍を含む小児がんを対象疾患とし、常時15名前後の入院患者さんの診療を行っています。日本小児白血病リンパ腫研究会や小児固形がん臨床研究グループに所属し、臨床試験にも積極的に参加しています。造血細胞移植が、当科で初めて行われたのは1984年、急性リンパ性白血病再発の3歳女児に対して実施した骨髄移植です。以後、2014年3月現在まで合計128人、のべ142例の移植が実施されています。血液疾患に対する血縁・非血縁HLA適合移植に加え、難治例に対する両親からのHLA半合致血縁者間移植や、小児外科、脳神経外科と連携しながら、小児固形腫瘍に対する自己末梢血造血幹細胞移植も積極的に行っています。2013年末までで、移植を実施した患者さん73人が生存中で、全体の生存率は57.9%となっています。

当診療グループの患者さんはもちろんのこと、当科に入院する患者さんの多くは長期入院を強いられています。外出や外泊もままならず、入院生活を余儀なくされている子供たちのため、様々な工夫をしています。病院全体として吹奏楽部などに所属する医学部学生による院内コンサートの定期開催が行われ、また栄養管理部の協力により、時々バイキング形式の食事として食堂で昼食会を開いています。他にも小児科病棟として病棟保育士が中心になり節分の豆まきから始まり、月見会など季節毎のイベントを行い、特に夏祭りでは、病棟玄関に縁日の屋台のように金魚すくい(金魚のおもちゃを浮かべて)や水風船釣りなどを設営し、花火まで行い、好評を得ています。院外ボランティアの方々の協力もえられ、子供たちと遊んでくれる地域の方々をはじめ、プロのマジシャンや歌手によるショーなども開催しています。

今後も様々な方の協力により、よりよい医療環境を提供するとともに、臨床研究グループに参加することで標準治療の確立に貢献し、難治例にも効果的な移植を実施することで小児がん患者さんとその家族を元気にさせるよう努力していきたいと思います。

出会いと人の輪

慶應義塾大学医学部 血液内科 森 毅彦

「若手」「若造」などと自分のことを称していたら、いつの間にか医師になり約20年となりました。最近では先輩方の異動も重なり医局内ではかなり上の方になってしまい、戸惑っている今日この頃です。そんな折りに前号で執筆された高見昭良先生より某テレビ番組の「友達の輪」のように「会員の声」の原稿執筆をお声かけいただきましたので、人の「輪」について私なりの考えを述べさせていただきます。

私の人生で最も大切な財産は多くの人たちとの「出会い」です。口が裂けても真面目とは言えない部活動に明け暮れた学生時代には、多くの素晴らしい友人(悪友?)と出会い、今でも親しくさせてもらっています。異なる診療科に進んだ今、日々の診療において困った時にはすぐに駆けつけてくれています(移植医をしていると一方的に頼むことばかりなのが悩みの種です)。大学卒業後、多くの医師、看護師の方々に支えていただきました。さらに当院ではかなり以前より血液内科医師、看護師だけでなく、他の診療科医師、薬剤師、理学療法士、HCTC、データマネージャー、検査技師、放射線科技師といった多くのスペシャリストが患者さんを中心とした「輪」を支えてくれております。この「輪」の中では文字通り苦楽を共にし、楽しい時は皆で笑い、悲しい時は皆で泣き、励まし合い、そして何か問題があれば指摘・注意し合えます。ここで言う「輪」は現在では「チーム医療」と呼ばれるものなのでしょう。難しい概念はさておき、ここで言う「輪」の中ではそれぞれのスペシャリストが知識、経験、情報を持ち合い、それを皆で共有することで、患者さんにとってより良い医療・ケアを提供することが最大の目標となると考えております。一方で、この「輪」は造血幹細胞移植という厳しい治療現場に携わる医療者の気持ちが折れそうな時の強い支えになると信じております。私自身、何度も救われてきました。また忘れてはいけないのはこの「輪」の中心には常に患者さんとそのご家族がいることです。苦痛に耐えながら、どんな時にも前向きに頑張ってくれた患者さん、ご自分も辛い時に私たち医療者の身体のことを気遣ってくれた患者さんやご家族等々との忘れられない出会いがありました。私たちスペシャリストの力を結集して、患者さんの頑張りを支えていけるような体制作りをこれからも続けていきたいと考えております。

最後になりましたが、日本全国で造血幹細胞移植に携わっている多くの方々と知り合う機会に恵まれ、施設や地域を越えた交流の中で、御指導いただいていることに心より感謝いたします。今後、質の高い移植医療を確立するためのより強固な造血幹細胞移植に携わるAll Japanの人の「輪」ができることに少しでも貢献したいと思っております。

各種委員会からのお知らせ

【ガイドライン委員会】

ガイドライン委員会では、今までのガイドラインを改訂し、さらに新たなものを加え出版する作業を継続しております。皆様の協力のおかげをもちまして、3分冊の1巻が4月には発刊できる予定です。2、3巻も年内の発刊を目指して作業中です。

今後もますますのご協力をお願いいたします。また、今後あらたにガイドラインに収載する項目も検討していきたいと考えておりますのでご意見がありましたらよろしくお願いいたします。

ガイドライン委員会 委員長 小林 良二

【学術企画委員会】

学術企画委員会は、長期的な視野での造血幹細胞移植の基礎的・臨床的な進歩を目指すためのよりよい学術集会の在り方を模索するために設立されました。いままで、本学術集会は各学会長のもとでおのおのが魅力あるテーマのもとに実施されてきました。また最近では認定医制度も開始され、そのプログラムも並行して実施されるようになり、本学術集会はより密度の濃いものに進化を遂げています。まず、最初の仕事として、学会員の声を拾い上げ、今後の学術集会の企画・運営に反映させたいと考えています。また、日本血液学会など他の学会などとも連携した無駄のない魅力的な企画を考えていきたいと思っております。看護系につきましても、会場の広さ場所などについてもぜひご意見をお寄せください。他にも会員の皆様のご意見、ご要望等お待ちしております。

学術企画委員会 委員長 豊嶋 崇徳

【ドナー委員会】

Biosimilar G-CSF 投与後フォローアップ調査のお知らせ

バイオ後続品であるBiosimilar G-CSFが認可され、その適応には治験データなしで健常人ドナーを対象とした造血幹細胞の末梢血への動員が含まれています。これに関して、本学会では先ずBiosimilar G-CSFの投与を血縁ドナーにおいて開始し、全例登録のうえで短期、中長期の安全性を確認してから非血縁ドナーへと拡大するという見解を2013年1月に発表しました。これは従来の血縁末梢造血幹細胞ドナーのフォローアップ事業に、投与終了後4週までの短期フォローアップ調査表を加えて行われます。大変お手数ですが、本調査で市販後調査を兼ねることもできますので、ご協力をお願い申し上げます。

ドナー委員会 委員長 矢部 普正

●平成26年度年会費について

近日中(4月中)に平成26年度年会費請求書をお送りいたします。お受け取りになりましたら、お早目にお支払いいただきますようお願い致します。

●本学会会員情報へのご登録内容変更につきまして

ご勤務先の変更等に伴いご住所、メールアドレス等本学会会員情報へのご登録内容に変更がございましたら、Eメール、FAX等にてお早目に事務局までお知らせください。

【JSHCT事務局より】